「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト (うち先導研究プロジェクト)」 審査実施要領

第1 趣 旨

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト (うち先導研究プロジェクト)」の委託予定先の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト(うち先導研究プロジェクト)」の 委託予定先の選定に係る審査を実施するため、「選考・評価委員会運営規則(平成1 5年10月1日付15規則第45号)(以下運営規則という。)」の第6条で組織する 評議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長(以下「生研支援センター所長」という。)が、評議委員(以下「委員」という。)として委嘱した外部専門家及び行政関係者(地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の職員を含む。)等により構成するものとする。その際、外部専門家については次の条件を満たす者から委嘱することとする。
- (1)審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- (2) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、研究課題提案者と利害関係を有する者は、当該 利害関係を有する提案書の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
- (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等 の研究機関において同一の部署(学科、研究領域等)に所属する場合。
- (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適当ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員(書類審査のみの委員を除く。)の中から互選された委員長が、生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を 除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職 を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、原則として、面接審査で行うものとする。
- 2 生研支援センター所長は、応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関をい う。以下同じ。)が提案書を説明する面接審査を行うものとする。
- 3 面接審査に際しては、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、 委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 4 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 5 委員長は、4により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥 当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないこととする。
- 6 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。 委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったと きに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研 支援センター所長に報告する。

第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

- 1 審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員 (第3の5で採用しないとされた委員を除く。)の採点の平均点(以下「平均点」と いう。)を提案書の評点とする。
- 2 応募のあった提案書は原則として面接審査を行うこととする。 その際、第2の4により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。

3 提案書について、面接審査後の委員による議論を経た上で別表に従って採点を行い、平均点の最も高い提案書の提案者を、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が80点未満の提案書の応募者、又は審査基準の1つ以上において「E」の評価があった提案書の応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。また、現地実証の実施、既存技術の軽微な改良、既存技術との組合せによる体系化など、実用化に近い段階の取組に係る提案(該当する審査基準の採点がD又はEであった提案)は、該当する「公募研究開発課題」において明示的にその取組を求めている場合を除き、選定しないものとする。さらに、開発する技術の波及効果が単一の県域に集中する等、波及効果が低い提案(該当する審査基準の評価がD又はEであった提案)は選定しないものとする。

なお、複数の提案書が同一の得点を得ている場合、以下の順番で提案書の優先度を 決定して、予算の範囲内でより優先度の高い提案書の提案者を委託予定先とするもの とする。

- (1) Aの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする(配点の高い審査基準の評価がAである場合、当該Aの数を2とする)。
- (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする(配点の高い審査基準の評価がBである場合、当該Bの数を2とする)。
- (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の応募者を委託予定先とする。
- (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合には委員長が委託予定先を決定する。
- 4 応募のあった提案書が多数となり面接審査のみによる選定が困難となった場合には、全委員による書面審査を行い面接審査の対象となる提案書を選定する。その際、当該提案書の書面審査を行った委員の評点となる提案書を選定する。なお、各委員の採点結果の平均点が60点未満の提案書、又は審査基準の1つ以上において「E」の評価があった提案書は選定しないものとする。
- 5 生研支援センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を 応募者に通知するとともに、委託予定先名(研究グループによる応募の場合は、研究 グループを構成する全機関名)をホームページにおいて公表するものとする。
- 6 委員長は、いずれの提案書の提案者も委託予定先として選定されなかった場合に は、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見 を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員 に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附則

この規則は、平成31年3月6日から施行する。

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト (うち先導研究プロジェクト)」 審査基準

審査項目	審査基準・配点				
開発技術	開発しようとする技術は、	A:きわめて高い 20点	(1)		
の先導性	新規性、先導性、優位性が	B:十分高い 16点			
	高いといえるか。	C:先導性を有する 12点			
		D:不十分な点が散見 8点			
		E:不十分 4点			
本事業目	研究開発計画の内容は、	A:整合しかつ上回る内容	(2)		
的との整	該当する「公募研究開発	10点			
合性	課題」で掲げられている	B:十分 8点			
	「具体的内容」と十分整	C:概ね十分 6点			
	合しているか。	D:不十分な点が散見 4点			
		E:不十分 2点			
	アウトカム目標が、実現可	A:十分に具体的・合理的であり、	(3)		
	能性も含めて具体的かつ	かつ、大幅に上回っている			
	合理的に設定されており、	10点			
	さらに、該当する「公募研	B:具体的・合理的であり、かつ、			
	究開発課題」で掲げられて	同等以上である 8点			
	いる「アウトカム目標」と	C:具体的・合理的であり、か			
	同等以上の意欲的なもの	つ、同等程度 6 点			
	になっているか。	D:具体的・合理的でないか、また			
		は、同等以下である 4点			
		E:具体的・合理的でなく、か			
		つ、同等以下である 2点			
研究計画	アウトプット目標が具体	A:大幅に上回っており、かつ、す	(4)		
	的に設定されており、該当	べてを含んでいる 10点			
		B:同等以上であり、かつ、すべて			
	げられている「アウトプッ	を含んでいる 8点			
	ト目標」と同等以上の意欲	C:同等程度であり、かつ、すべて			
	的なものとなっているか。	を含んでいる 6点			
	また、研究開発計画は、応	D:同等以下であるか、または、			
	募者が設定したアウトプ	すべてを含んでいない 4点			
	ット目標を達成するため	E:必要な取組が欠如している			
	に必要な取組を含んでい	2 点			
	るか。				
	該当する「公募研究開発課	A:すべてに対応している 10点	(5)		
	題」で掲げられている「留				
	意事項」のすべてに対応し	E:対応していない項目がある			
	た提案となっているか。	2点			

	T		
波及効果 研究開発 の実現可 能性・体制	開発する技術は、対象品 目が多い、対象地域が広 いなど波及効果が高いか (波及効果が単一の県域 に集中する提案は原則と して採択しない。)。 参画する研究機関等は、 担当する研究開発を遂行 するために十分な施設・ 設備を有しているか。	A:波及効果は非常に高い 10点B:波及効果は十分に高い 8点C:標準的 6点D:波及効果は低い 4点E:波及効果が概ね一の県域に限られる 2点A:非常に優れた施設・設備を有する 10点B:優れた施設・設備を有する 8点C:必要な施設・設備をほぼ有点 5D:必要な施設・設備のかなりのものを有していない 4点E:必要な施設・設備のほとんどを有していない 2点	(7)
	研究所というでは、 一次の進行、 一等のの進行、 一等のが表現があるか。 一方のでででででででででででで、 一方のででででででで、 一方のででででで、 一方のでででで、 一方のでででで、 一方のでででで、 一方のでででで、 一方のでででで、 一方のででで、 一方のででで、 一方ので、 一方のでで、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のででででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のででででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のででは、 一方のででは、 一方のでででは、 一方のでででは、 一方のででは、 一方のででは、 一方のででは、 一方のででは、 一方のでは、 一方のででは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方のでは、 一方ので	A: きわめて優良10点B: 優良8点C: 概ね優良6点D: 優れていない点が散見4点E: 優れていない2点A: きわめて効率的10点B: 効率的かつ妥当8点	(8)
合計	,	点	

<コメント>			

※ コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点(研究 内容・研究実施期間、研究開発費等)について具体的に記載願います。 特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。